

部会に属すべき臨時委員の承認について

【関係法令】社会保険医療協議会令(平成十八年十二月六日政令第三百七十三号)

(部会)

第一条

(中略)

3 地方協議会の部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、地方協議会の承認を経て、会長が指名する。

令和5年12月1日に委嘱された臨時委員が属すべき部会(案)

(注)氏名欄の右欄の「☆印」は委員を、「無印」は臨時委員を表しています。

代表区分		氏名	
支払側	保険者代表	た か は し よ し こ 高 橋 佳 子	

⇒

属すべき部会
新潟部会

敬称略